

東日本大震災対策特別委員会会議録

平成23年6月23日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 西條栄福君

副委員長 鈴木春光君

委員 千葉伸孝君

高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者
兼出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

震災復興推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長

千葉晴敏君

産業振興課長

佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

農業委員会部局

事務局 長	佐々木 三郎 君
-------	----------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

午後1時10分 開会

○委員長（西條栄福君） おそろいのようにございます。本会議に引き続きまして大変お疲れのこととは存じますが、ただいまより、東日本大震災対策特別委員会を開会いたします。

本日の会議は東日本大震災に関する被害状況及び復旧状況について並びに南三陸町震災復興基本方針（素案）について調査、検討するため開催するものであります。

震災復興計画及び災害復旧対策は、今後災害に強いまちづくりを進めていくためには柱となる部分でありますので、慎重審議いただきますようお願い申し上げます。

本日の特別委員会の進め方は、町長より総括的な説明をいただいた後、初めに被害状況及び復旧状況について各担当課長より説明をいただき、その後各委員から、前回の現地調査を踏

まえ質疑を受けたいと思います。その後、南三陸町震災復興基本方針（素案）について説明を受けたいと思いますので、委員皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

町長より東日本大震災に関する総括的な説明をお願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あの大震災からはや3カ月が経過をいたしました。少しずつではありますが町民生活にも若干の落ち着きが見られてきたのではないかとこのように思っております。しかしながら、仮設住宅の整備、上水道施設の復旧、産業基盤の復旧等につきましてはまだ道半ばとの認識をいたしておりますので、町民皆様の生活の再建に向けて、これからも町として全力を挙げてまいる所存でございます。

本日の特別委員会におきましては、震災による被害状況及び復旧の状況等について並びに南三陸町震災復興基本方針の素案について、担当課長から現在の取り組み状況をご説明を申し上げさせていただきますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（西條栄福君） それでは初めに、被害状況及び復旧状況について、各担当課長による説明をお願いいたします。

なお、随時担当課長を指名いたしませんので、説明が終了次第引き続き説明をお願いいたします。どうぞ。

○危機管理課長（三浦清隆君） それでは、資料の2ページ目をお開きいただきます。危機管理課所管の分野でございます。

まず、人的被害の様子でございます。データ的には6月10日現在ということで押さえさせていただきますいておりますけれども、南三陸警察署発表ということで、死者が541名、行方不明者の届け出数が644名となっております。現在でも毎日のように警察署の方で行方不明者の捜索と瓦礫等の撤去をしながら捜索活動を続けておるところでございますけれども、6月20日現在においても542名ということで、10日間で1名の増という形にしかになっておりません。

次に、ライフラインの電気の復旧状況でございますが、これについては去る5月30日に町内全面復旧したということで気仙沼営業所からご報告をいただいております。

防犯灯の設置でございます。主に国道上の防犯灯、街灯についてすべて流出したということもありまして、民間事業者等の協力をいただきまして、現在町内に全部で30基の防犯灯が設置されております。内訳はごらんのとおりでございますが、うち20基がソーラー式の防犯灯でございます。危機管理課は以上でございます。

○町民税務課長（阿部俊光君） 引き続き3ページをお開きください。町民税務課所管の業務に

ついて報告いたします。

住民の窓口関係でございますが、当初6月1日から戸籍謄本などの発行を予定してございましたけれども、法務局さんの全面的なバックアップにより想定よりも早く複製が完了し、5月23日から発行しております。

罹災証明に関係いたしましてはここに記載のとおりでございます。

3番目、税及び国民健康保険ということで、震災の影響で本来の課税事務が全くストップしておりました。23年度分の納税通知の予定でございますが、7月の中旬に軽自動車税を予定してございます。それから、8月に入りましてから住民税、それから固定資産税、9月に国民健康保険税を発送をする予定でございます。

なお、新しい保険証は8月1日から使用可能ということで準備しております。以上です。

○保健福祉課長（最知明広君） 保管福祉課です。4ページをごらんください。

支援金・義援金の状況についてご説明を申し上げます。

被災者生活再生支援金でございますが、申請の件数が2,907件となっております。内訳は下記のとおりでございます。義援金でございますが、2,945件、9億9,275万円、これが赤十字との義援金の配分額でございます。町の義援金の配分額の合計が2億8,350万円ということになっております。宮城県の配分義援金につきましては6月初めに当町に配分されておりまして、本日6月23日預金口座に振り込み予定でございます。ちなみに、宮城県の分は配分の用紙がちょっと変わっておりますのでメモ書きをお願いいたします。人的被害が、死亡・行方不明の方が15万円、それから災害障害見舞金対象者、いわゆる障害を受けたというような方が10万円、それから住家の方ですが全壊が10万円、大規模半壊が7万円、半壊が2万円となっております。宮城県の場合、新たな配分というようなことで、震災により父母を失った児童に対し支援すると、いわゆる震災孤児というような方にお一人50万円配分というようなことでございます。本町においては5名該当がおります。

次に、2番目の災害弔慰金の遺族の申し立て状況でございます。

死亡につきましては266名、行方不明の方が236名、計502名の方が申し立てを行っております。以上でございます。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 環境対策課でございます。5ページ、6ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、火葬の状況でございますが、ごらんとおり、身元不明者の火葬が129件ということで、前回5月20日から19件の増になっております。

それから廃棄物の処理の状況ですが、し尿処理につきましては従来どおり登米市の衛生センターの方をお願いをしております。それから、電力の復旧に伴いまして浄化槽の汚泥の処置が新たに発生しております、この分につきましては石巻地区の西部衛生センターの方に処理をお願いして6月から実施をしております。それからごみの処理状況ですが、可燃ごみにつきましては従来どおり気仙沼市のクリーンヒルセンターへの搬出、それから資源及び不燃ごみにつきましてはクリーンセンターの方で5月16日から直接搬入の受け入れを開始しております。それから消毒につきましては、各地区からの申し出によりまして消毒機械の貸し出し及び消毒剤の提供の方を行っております。

それから、井戸水の水質検査の方を行っておりますけれども、ここに5月24日現在で記載してございましたが、つい先日6月7日に採水分の結果まで提出がありましたので、そちらの方の数字を申し上げたいと思います。件数が322件ございます。そのうち、飲料水として適合という判定を受けたのが153件、不適合という判定が169件という結果でございました。以上でございます。

○建設課長（西城 彰君） それでは、建設課関連を報告させていただきます。

これは6月14日現在となっておりますけれども、本日現在で、まず1番目の（1）の仮設住宅の建設でございますけれども、団地数は合計で50団地でございます。それから、計画確定戸数は1,840戸でございます。完成戸数は1,233戸でございます。（2）の民間賃貸住宅につきましては、今現在312戸でございます。

2番目の今後の見通しでございますけれども、現在の申し込み世帯数2,038とあるものについては今2,045世帯で微増が続いております。確定したものにつきましては、8月上旬お盆前にできるだけ入居ができるように今建設を進めてございます。ただ、あと最終的には350戸から400戸くらい対象になるんですが、ただ、建設場所が今後は限られてきますので、その辺で入居者の意向と必ずしも合わない部分が出てくる可能性がありますので、今後一つの課題としてそういう調整が必要な時期になってきてございます。

建築の安全性の確認については前回と同じでございます。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、上下水道事業所におきまして、上水道の復旧状況についてご報告いたします。

書面によらないで、田尻畑の水源から10日から東浜配水池に送水いたしまして、12日から沼田商工団地を通水しております。それで、15日からは以前配水していました東山配水池の方にも塩分のない田尻畑の水源を送水して現在配水しているところでございます。

それから、9ページの仮通水戸数でございますが、6月14日現在ということですが、今20日過ぎまして、きょう23日ですが、今現在志津川地区におきましては、森山配水池から蛇王、細浦まで通水しております。それから歌津地区におきましては、港、波板が通水を終わりました、現在皿貝地区まで通水し、皿貝から清水まできょう通水する予定でございます。荒町地区については表のとおりでございます。

被災後の対象戸数2,130に対しまして、今現在約1,800ということで、通水率約85%になっております。それと、21日に町内19カ所ほど採水いたしまして、現在水質検査の方に回しておりますが、全箇所塩素イオン濃度につきましては水質基準を水源ともにクリアしている状況でございます。ただし、まだすべての項目の検査が終わっておりませんので、その結果次第、広範囲にわたりまして飲料水の適となる予定でございます。以上でございます。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、10ページをお開き願いたいと思います。産業振興課の農業関係をご説明申し上げます。

農業生産対策交付金事業でございますけれども、南三陸町といたしまして2カ所を要望することで進めております。それから、県の方で土地改良事業実施可能地域の調査を行う予定でございます。それから、福島原発絡みの牧草の自粛でございますが、6月8日の検査の結果、登米市及び南三陸町で自粛の解除がされておるところでございます。以上です。

○産業振興課長（佐藤 通君） 続きまして、水産業関係でございます。

記載のとおり、漁市場の仮設での開設に向けまして、志津川漁港の使用について県の方と調整をしております、概算の設計委託を頼んでおります。それから、漁場内というか、沿岸に近い漁場の方の海底を調査してみましたらば、水中ロボットを用いた海底探査を行った結果なのでございますが、主だったところには瓦礫はほとんどなかったように見受けられました。

次11ページ、最後のページでございますが、商工業関係でございます。

いろんなところの全国の商店街関係者とのネットワークをもとに、近隣市町村、あるいはNPOの協力を得まして「復興市」の開催に向けて作業を行っております。毎月最終日曜日ということで、この6月26日にはベイサイドアリーナを会場に第3回目を行う予定でございます。

それから、平成23年度の緊急雇用対策ということで事業調整作業を行って、前回の臨時議会でも予算を議決していただきました。それから、仮設の商店街の関係でございますが、仮設の商店街の仮設店舗あるいは加工場の設置に関しましていろんな動きがありまして、志津川

地区と歌津地区でそれぞれの方で仮設の商店街を形成しようという動きがありまして、現在調整を進めておるといふ、そういう段階でございます。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長による説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。これまでの説明に対し伺いたいことがあれば伺っていただきたいと思ひます。三浦清人委員。

○三浦清人委員 今、説明を受けたものについての質問の前に、以前の特別委員会ではいろいろと質問をしておいたものがあります。それについての回答といひますか、全然なされてないのでまた同じ質問を繰り返してやるようなのかなといふことで、今回特別委員会を開催する前に委員長の方にそういった旨の、答弁書ではないんですけども、どういふふうな対応の仕方をしておいたのかといふものを事前に出しておいてほしいといふお願いを委員長の方にしておいたんですが、きょう、この特別委員会が開催されるまで全く出ていないので、また同じことを質問をして、また同じ答弁をもらうのかなと思ひますけれども。どうぞと言われても時間ばかり食うわけですよ。もう少し懇切丁寧に、やはり開くんですからきちんとした執行部の考え方といふものを前もって出しておいていただかないと、私どもも何か時間ばかり費やしてうまくないなといふ感じがするんですが。

そこでまず一つ目は、前回は質問していたんですが、仮設住宅の1件のうちで複数の申請をして当選したといふことがあります。そういった方についてはどのような対応をしたのか。かぎを片方から取り上げたのか、あるいは両方そのままにして生活させておるのか、その辺どうなっておるのか。

それから、アパート、あるいはプレハブについての仮設住宅と同様の家電6点セットの支給といふんですか、その辺がどのようになっておるのか。その申請の件数とかいかにほど数があるのか。町外の方にもかなりのアパートに住まわれている方がいるんですが、家賃の関係もありますけれども、その6点セット。それから、6点セットの中には掃除機が入っていないので掃除機の申請をお話をした方がいいといふことなんだが、日本赤十字、宮城県知事が宮城県の支部長になっているわけですから、そこを通して申請したのかどうか、どのような回答なのか、そういったこと。

それから、一部損傷でも罹災証明を発行できると、6月中にやるといふお話でありました。問題は、今日まで損傷した箇所をそのままにしておくわけにはいかないといふことで修理をした方々も結構いるわけでありました。写真を撮っておいてくれといふような町の指導もあつたようですが、そういう余裕もなく修理をしてしまったといふ方々が随分おるようです。そ

の際の現地調査というのはどんなことを基準に罹災証明の発行をするのか。町の考え方ですね、そういったことです。

それから、きょう午前中補正予算の質疑にしようか、あるいは今の特別委員会の質疑にしようかということで、いろいろと区分するにも大変なんですけど、まずは復興市で大変な大盛況ということで、各地からお客さんが来ておまして非常にいいことだなと。志津川中学校を会場に2回やったんですかね。今度こちらの方でやられるということで、いずれも町有地といますか、公共用地を利用してのそういったお祭りといいますか、市場ということでありますが、復興委員会とか何とかという団体以外に、今後復興に関してのそういったイベントをする際に、公共用地、今まで使っていた志津川中学校、あるいはよその学校の敷地とか、あるいは今度やられる予定の敷地などはもう自由に使えることができるのかどうかです。同じ町民の方々が使うわけですから、名前が変わっても使えることができるのかどうかということを知りたいというお話であります。

それから仮設住宅なんですけど、私有地、新しくきょう段階の仮設の戸数、建設状況ということを知りたいんですけど、公共用地はいいんです。この私有地に建設する際に、その地域地域、地域優先ということであるわけです。例えばその地域に30人の方々が希望すると。しかしながら、土地の関係で15戸しかできないと、半分ですね。その際にはその地域の方々が抽選をするのかどうか。私のところにいろいろ話があるんですけど、例えばその地域の30に入りたいたいんだけど、15しかできないと。ところが15人の名簿はあるんだけど、残りの15人は建設さえも知らないという話があるんですけど。どういった経緯でそういうことをやられているのか。入居者の希望をとった上でやられているのではないと思うんですけど。それで、本当だかうそかわかりませんが、入居する予定の方々に話を持っていくときに、あとの15人の方々には内緒にしてほしいと、あなたたちは特別ですよみたいな感じで進められていると。町も職員も一緒になってそんなことをやっているんだという話があるんですけど、そういうことではこれは大変なことだなと。まず職員の信頼の失墜にも何しますので大変心配しているところなんですけど、どういう状況なのか。今地域の名前は言いませんけれども、だれがお世話した名前も言いませんけれども、わかるでしょうから課長は。その辺のところを皆さんが納得できるような説明をしてもらわないと、ますます不信感といいますか、信頼がなくなりますので、その辺のところをきちっと説明をしていただきたい。

それから仮設住宅なんですけど、公共用地は別に問題ないんですけど、もう1回言いますけれども、私有地ですね。これは原則無償ということでやられております。いろいろ土地がありま

すけれども、町が私有地を借り上げている土地に仮設住宅を建設する予定はあるのかないのか。その際、利用料といいますか、使用料というのはどうなっているのか。目的外使用という形になるわけですね。もしこれまでは別な目的で町が借り上げていると。それが今度は仮設住宅建設ということになりますと目的外使用に変更になるわけですね。その際に使用料というのは発生するのかどうかと。ほかのところは無償ですから、その辺のところですよ。

それから……とにかくいっぱいあるんです。瓦礫の処理の関係にいきます。

先般、私の町の処理方針というのはできているかという質問に対してまだできていないと。特に宮城県のそういったマニュアルというか指針に従ってやっているんだという話でありますけれども、よその町では既にそういった指針方針というものをきちんとつくってあるわけですよ。隣の気仙沼市もうそうであります。4月中にもうできているわけですよ。宮城県、あるいは政府といいますか、環境省は3月23日、それから県では28日ということで公布されているんですけれども、本来、町の瓦礫の処理というのは町がやらなければならないということになっているんですよ、町の瓦礫です。それが、町が責任をもってやらなければならないということになっておるのに、処理の指針というのができていないのはなぜだろうと。何に基づいてやっているんだと。県がやるのであれば県の指針でいいんですよ。町が処理するには町の指針がなくてもできるのかということなんですよ。準備的なことでもありますけれども、そういうことが果たしていいのかなと。

それから、その瓦礫の処理につきましては南三陸町の建設業協会に一括発注しておるんですが、これが随意契約でやられているということですよけれども、その処理する単価の問題、これが各市町村でまちまちなようですよ。値段のつけ方というのはどういうふうな、見積もり契約であるから業者によっていろいろあるかと思うんですが、ちょっと差があり過ぎるのもあるなという感じがいたしておりますので、その辺の見積もり入札のやり方は県の指導はなかったのかどうかですね。

それから、南三陸の建設業協会の方々が受けますよね、元請だ。しかしながら、ダンプにしろ、あるいは重機にしろ台数が少ないということでありまして、よその業者の方に入ってもらって下請させているわけですよけれども、その下請の単価も各市町村によってさまざまですよ。私も調べたんですが、南三陸町の下請単価が一番安いんですよ。瓦礫の処理がおくれているという要因の一つにそういった機械とか下請する、ダンプにしろ機械の方々が入ってこないのではないかと。隣の気仙沼に行った方が値段が高いですから、そちらに数多くいっていると。そのために我が町の瓦礫の処理がおくれているんだという話もあるわけですよ。

課長にお聞きしたいんですが、南三陸町の下請の単価が、そこまで行政が立ち入れるかなという問題もありますけれども、余りにもよその町との差があり過ぎますので、その辺指導方法をどのようにしているのか。といいますのは、以前にもお話をしたことがあるんですが、我が町の建設職組合、いつも下請している方々から、余り元請がピンはねするなど。余りしないで私たちの下請の業者に出してくれというような請願書が議会に出されまして、議会で請願を採択している経緯がありますので、余りにもそういった、元請がピンはねするようなやり方はいかがなものかなという思いで今質問しているわけでありまして。

それから、災害の広報、町が出しております。どの課なんですかね、総務課ですか、災害臨時号と。これは発行日が6月16日発行になっているんですね。行政区長さんの方に配布したかと思うんですが、その配布した日にちはいつごろだったのか。私どものところの手元に着いたのはそれ以降なんですよ。何を言うかといいますと、ここに友好町とあります庄内町さんの方から、被災された方々を温泉にお誘いしたいと。庄内町の温泉ツアーというのがあるんですけれども、2泊3日で無料で招待しますと。35名ずつ2回にわたって行きたいと。参加費は無料だということで、これを見た方が6月20日の12時半に電話したそうです、行きたいと思って20日の日に。そうしたらもう満杯ですよと。たまたまいつ満杯になったんですかと聞いたら、17日の日にとっくに満杯になっているというんだね。16日に発行して、行政区長さんに渡して町民の方々の手にいったときには既に満杯になっていると。この情報を早く得た方々が、先着順ですから、申し込んだということなんです。果たして平等だろうか。要するに、申し込んで抽選しますよということであれば、1日、2日ずれがあってもいいんですが、先着順というと早く見た方が勝ちだと。しかし早く見ることができないわけがないんだ、16日の発行で次の日には満杯になっているということだから。どういうやり方をしているのか。どうも最近、クエスチョンマークのことばかりなんですよ。そういうふうな……これはいいか。まずもって、その辺どうですか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、家電6点セットの件でございますけれども、民間賃貸のアパートにつきましては、これは時期は少しおくれますけれども、現在312件賃貸がございまして、これはすべて家電も含めて支援がなされるということでございます。それから一般のプレハブにつきましては、私の方といたしましては賃貸と、それから公共の仮設住宅、この部分を所管しておりますので、民間の賃貸までは建設課の方では対処はしてございません。

それから、掃除機の件でございますけれども、これはあくまでも善意でございます。いろい

ろお話はさせていただいておりますけれども、まだ掃除機については回答は来てございません。

それから私有地の地域優先ということでございますけれども、これにつきましては、その地域の行政区長さん、あるいは契約会長さん、その地域の代表の方がその地域に入る世帯をまとめて、それに必要な用地を確保しているということで進めてございます。それで、そういう中で希望というのは町の方からすべてに対してとっているわけではありませんし、地域の人たちがまとめてきてございますので、その中で町の方に入居の申し込みをされていない方もおられると思うんですね。ですから、そういう方がなかなか声をかけてもらえないとか地域の中であるようでございますけれども、その部分については、入れる人は用地の中で収拾を図って進めてございます。

それから、私有地の町で借りている土地に仮設住宅を建てる予定があるかということについては、浸水域には建てられませんので、現在のところその予定地はございません。ただ、神割崎のキャンプ場、これは町で借り上げしてございますけれども、そこについては仮設住宅は建ててございます。ただ、これは無償ではございますけれども、固定資産税の減免をこれからしますので、ただ、神割崎についてはその固定資産税の減免はいたしません。公園の中の一部としてそこに仮設住宅を建てるというふうな今の考え方でございます。

それからあと瓦礫処理でございますけれども、これにつきましては建設業協会と契約する際、こちらの方で公共の価格というものを予定価格である程度設定してございまして、それから見積もりをとりまして、その価格の範囲以内で一応契約はしてございます。それから下請でございますけれども、これは国土交通省の方から下請の適正化ということで町の方にも文書が流れてきていますし、それから建設協会の方にも文書がきちっと流れていると思います。それで、これについては幾らで下請をやりなさいということはこちらの方からなかなか難しいと思いますので、余り極端な価格ということになればいろいろな形で町の方は話はしなければならぬと思いますけれども、現在のところは適正に進んでいるのではないかというふうにご考えてございます。

（「建設課長、複数当選」の声あり）複数の当選、これも罹災証明をあくまで基準に考えてございます。それで、5人以上の世帯については2DKを二つ与えてございますので、そういう方につきましてはそのまま入居をさせているというふうな状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 復興市ということでご質問がございましたが、震災から早く立ち上

がろうと、あるいは町民の方々を元気づけようという趣旨のイベントでございますし、復興市のみならず、そういった各避難所、各施設にはいろんな団体の方々が避難されている方々を勇気づけるためにいろんなそういったイベントが来てまいります。ということで、通常はある意味そういう財産を使うわけでございますから、町である程度一定の申請をいただいて、それから許可するというのが前提でございますけれども、現在そういった災害の事態でございますので、今のところそういった文書での許可を省略してございます。委員がそういうご相談を受けているのはどういう方々か存じませんが、個人の営利に反しない限りはそういった避難所、あるいはそういった町民の方々を盛り上げようということであれば、それはご相談に応じて許可をしたいというふうに考えてございます。

それから広報でございますけれども、6月16日に区長さん方、あるいは各避難所に配布してございます。ただ、区長さん方が場合によっては班長さんを通じておくれる場合もあるかどうか分かりませんが、町の方からはそういった16日付でそれぞれ行政区長さん、あるいは各避難所、そういったところには配布してございます。今回の温泉ツアーは、これは、町が主催でなくて観光協会さんです、実は。そういうことでそういった募集、締め切りの仕方に問題があるということでございますので、その辺も今後、そういった協会の指導等もあわせてうちの方から行ってまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 私の方からは罹災証明の関係についてご説明をさせていただきます。

過日の委員会におきまして、一部損壊に係る証明書の発行のめどということで6月中旬というふうなお答えをさせていただきました。結論から申し上げますと、おおむね6月中旬ぐらいから開始をいたしまして、昨日までで9件の方に申請をいただきまして9名の方に一部損壊に係る罹災証明を発行してございます。

若干、罹災証明と一部損壊の部分につきまして補足をさせていただきます。

なかなかこの罹災証明、二つの面を持ってございます。一つは生活再建という面、それからもう1点が防災上の観点から出すという二つの面を持ってございまして、この二つの概念が混在しているために市民にとってはややもするとわかりづらい制度だろうと。正直、私もこの4月からこの業務を担当して初めて感じ取ったわけでございます。当町では、被災者生活再建支援金を優先ということで、この生活再建の面を重視ということで、全壊、大規模、それから半壊と、この三つの区分について急いで調査をし、被災された方々に罹災証明を発

行いたしました。一区切りがついたというところで、今度は町の防災計画上は、やはり一部損壊であっても、これは罹災証明を出すという決まり事になっておりますので、今度はそのルールに基づいて第二段階ということで、一部損壊の調査及びその発行業務に対応しているということでございます。

ところが、委員のお話のように、あれから2カ月、3カ月経過をいたしまして、修理、修繕が終わっている方もいると、そういう方についてはどのようにして判定をするのかというようなことでございますけれども、一義的には、内閣府の基準では部分別評価の積み上げというやり方でございます。屋根あるいは外壁、あるいは基礎、そういったパーツパーツの損傷の度合いを点数制で積み上げていきまして、20点に満たないものについて一部損壊の扱いにすると、このような決まりになってございます。当課としましてもそのルールで現在積み上げをして一部損壊の程度の判定をしてございます。ところが、既に修理が終わっているというところにつきましては、当然外観で修理をした後、直した後とか、あるいはご本人様から修理代にどのぐらいかかったかとか、そういった事情をいろいろお聞きをしながら、ある意味そこで推計を立てざるを得ないというところはやむを得ないと。内閣府の方で簡便な方法で認定をなさいたいというような趣旨は、1日も早く被災された方の再建を望んでいると、そういう趣旨でございますので、当町についても既に修理が終わった方につきましてはその跡を見ながら、そしてご本人様の意向を聞きながら推計をしていると、そのような状況でございます。以上です。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長、掃除機なんですけれども、日赤の関係なもので説明をお願いします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 家電7セットにしてほしいというような要望があったということで、日赤に問い合わせました。日赤の方ではそういう問い合わせはほかからもあったと。ただ、全国というか、今回全部のことなので対応しかねると、6点セットでご了解をいただきたいと、そういう返事をいただきました。以上です。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 災害廃棄物の処理の基本方針につきましては、先日もお答え申し上げましたけれども、これまでは宮城県の策定した方針に沿った形で事業の方を進めてまいりましたけれども、今回、二次仮置き場設置の問題等、また新たな問題も発生してきてございます。そこで、町といたしましても早急に独自の方針を定めて、それに基づいて進めていく必要があるというふうに考えておりますので、その辺の対応をしたいと考えております。

○委員長（西條栄福君） 三浦委員。

○三浦清人委員 だからね、本当に言っている質問の内容をよく把握して答弁していただきたいんですが、最初からいきますが、民間アパートについては家電の支給はすると。ただ、一般のプレハブについては、これはできないんですね。そこをはっきり。赤十字ではそういう施設というか、建物、個人的に購入して生活をしているプレハブには出さないということなんですか、はっきりそこですよ。赤十字はそういうところには出さないということになっているのか。

それから6点セット。もう1セットを要望してくれと、知事を通じて。要望がなかったと言っているのではなくして、こちらから要望をしてくれということっしや。7点セットにしてくださいと。これは全国でも初めての災害規模的な、だから日赤としても要望されるか、されないかわからないわけですよ。もしかすると、そういう話をするのは私だけしかないかもしれない、全国でも。善意だから6点セットで間に合いますと、十分我慢しますという人達だけで。足りないからもう1点足してくれという話はないかもしれない。だけれども、要請してくれということなんです。それでもだめだというなら仕方ないんです。やはり掃除というのは毎日やらなければならない。だから前にも言ったように、掃除しなくてもいいプレハブ、仮設住宅ならいいんですが、やはりしなくてはならない仮設住宅だと思いますので、その辺のことを言っているんです。

それから16日の広報については、すると16日に行政区長さんに配布しているということですね。そして、それがその地区地区の区長さんによって一般の方々に行くのがさまざまであるというお話ですが、観光協会が取りまとめというお話でしたか。参加するメンバーを観光協会から取り寄せてください。どういった方々がこの35人ずつに行かれるのか、そのメンバーですね、名前。

それから、仮設住宅の私有地の問題。各地区の区長、契約会長さんをお願いして、その希望等は町がとっていないということで、それはそのとおりなんです。その地区地区でこれぐらいの方々が希望すると。それから、その前にこれぐらいの規模の土地がありますよということで町に出すわけですね。どれぐらいの方々が入りますかということで、行政区長さんを中心に希望をとるわけです。私、以前住んでいました名足地区なども30数棟が建設できる土地を確保しまして、避難所にいる方々、鳴子温泉はもちろんのこと、ありとあらゆるところを全部調べまして、名足地区から出て行った避難している方々全員に希望をとりました。そして、何人の方々、何家族の方々が名足地区に建設予定する仮設住宅に入りますかということ

で進めてきたわけです。先ほどの私の質問は、半数の方が知っていて半数の方が知らなかったという地域があるということです。だから、町は希望をとらない、それはわかるんです。だけれども、その地域の代表の方が、行政区長さん、あるいは契约会長さんが希望をとったんですかという話は聞いたはずですよ、町としては。ところがその行政区長さんさえ知らなかったというんですから、そこを建設するに当たって。どこでどういうふうに、隠密というか秘密というか、その裡に進められたのだから。それで名前が載っていない方々が文句なんです。たまたま私、用事があって建設課長さんのところに行きましたね。あのときにあの地域の方々、10人ぐらいですか、なぐり込んできて、私は何が起きたんだべと思ってちよこっと話を聞いたら仮設住宅のことだと。我々全然知らなかったんだという話なんです、どういうふうになっているのか。町が取りまとめをして建設をするということになると、町がやはり携わっているということになるんですよ。地域の方々にはわからないわけなんです、地域が取りまとめているなんて。町が一切やるんだという考えですからね。だから建設課長さん、あなたよく思われていませんよ、住民の方々に、はっきり言って。課長も一緒になってぐるになってやっていたんでないかなどという話が私のところに来ていますよ。そういうことがないように、そういうことを払拭するように、違うんですよということをはっきり言わなければならないんだ。こういう手順でこうなっていますよと。ところが、実際に私のところに来ているのは、その地区の行政区長も全然その地域にプレハブが建設されることを知らなかったと、こういう話なんです。だれが取りまとめ、どういうふうに進めてきたのかということになるわけなんです。

それから、神割崎のキャンプ場には仮設住宅を建てると。それは使用料を払っているんですよ、使用料を払っていないんですか、町としては借り上げていないんですか。そういうところは目的外使用で使うわけです、今度。そのときには別な目的で借りた料金というのは払うんですか、その辺どうなのか。それから、よそは一切無償ですから、その辺で不公平が出ないのかどうかということが生まれてきたわけです。その辺のところですね。

それから、これも建設課長になるんですけれども、国交省の下請に関する指導はあるわけですね。それが課長の先ほどの答弁ですと、極端な差がある場合には町も話さなければならないみたいな発言をしたんですが、そうすると聞くんです、元請の業者から幾らで出しているかという話。それを聞いて、私どもにいつごろ話されるのかどうか。できればこの特別委員会中に聞いてもらいたいんです。そして、適正な下請状況なのかどうかということも私たちが聞きたいんですよ。余りにも差があり過ぎるのではないかと、私先ほど言っ

たんですよ、よその市町村から見た場合に。だから瓦礫の処理もおくれるのではないかということを懸念しているわけです。安いところにだれも来ないんですよ、重機もトラックも高いところに行ってしまう。そういうことを言っているんです。

それから、復興市の土地の利用なんです、そうすると総務課長、どなたの団体でも復興にかかわることであれば使ってもいいというような。問題は営利ということがあるんですが、復興市というのは営利を目的としたのではなく、どの辺が営利になるのか。私もまだ参加したことがないんですが、復興市。物を皆さん持って帰っていく、あれは全部無償なんですかね。全部無償、お金を払って買ってくるという人も中にはいたようなので、営利でないのかなど、商売でないのかなというような感じがしたので。商売をするのなら私たちもやりたいという人も出てきているんです。町の土地を利用して、復興という名前をつければやってもいいのかということなのっしや。その辺はっきりとした、基準ではないけれども、決まりというか、きちっとしたことをやってもらわないと、おらも、おらもと出てくる可能性があるんで、その辺のところ、町の対応といいますか、形的なものをきちっと出していきたいということです。はい、まずもって。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 生活家電セットの関係なんです、先ほどもお答えしましたが、家電セットというのは日赤の寄贈事業というような形で位置づけられております。その目的が、応急仮設住宅に入居される方々の生活再建を支援することを目的に寄贈するんだというような、そういう目的なんです。それが家電6点セットというようなことなんです。それで、先ほどもお話ししましたが、日赤に直接電話をして7点セットにはならないんですかというようなことをお願いをいたしましたら、今回の被災の対象が約9万世帯あるんだそうです。ですからちょっと無理だと、6点セットでお願いをしているというような、そういうお答えでしたので7セットは無理かなと、そういうことでございます。

それから、もともと応急仮設住宅に関しましては、今回例外が出たんですが、宮城県で建設をするというようなことになっております。要は応急仮設住宅に入られた方に寄贈する事業でございますので、応急仮設と認められるかどうかということだと思っております。今のところ宮城県は、いわゆる民間の賃貸住宅を借りた方については応急仮設住宅というようなことで家賃を補助するというようなことでございますので、それは応急仮設住宅。ゆえに、6点セットの対象にはなりませんよというようなことでございます。それ以外の自分で建てたプレハブについては、今のところ宮城県は認めていないというような、そういう回答でございます。

ので、残念ながらその対象にはならないのかなど。今のところはそういう回答を得ております。以上でございます。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 私有地の仮設住宅につきましては、区長さんとか契約会長さん、それに次ぐような代表者の方が名簿を持ってきております。それで、その中で部落としてそういうふうな同意を得ているかどうかというものをこちらの方では確認させていただいておりますので、その辺につきましてはいろいろ部落内の多少の調整不足はあるかもしれないんですけれども、そういう調整不足のあったものについては、こちらの方でその敷地の中で戸数が確保できる場所については、その戸数を確保して今建設を進めてございますのでご理解をいただきたいと思います。

それから、神割崎の件でございますけれども、これが目的外の使用になるのか、それともこういう緊急時、やむを得ない使用になるのかということにつきましては、関係課ともその辺協議をして整理をさせていただきたいと思います。

それから下請の関係でございますけれども、あくまでも私の方は協会の方に事情聴取はいたしますけれども、それ以上の強制的な介入ということについてはできないと思いますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 復興市関係でございますが、復興市は有志の方々がお金を出し合って、最初いろんなものを取りそろえたようでして、それで人気のある、例えば食べ物とか物品に関しても無償であげるものとか、あるいは無償であげてもいろいろと人気のあるものは限りがありますので、そこで、何円でなくてタコ券という別なその場でばかり使えるような、そういうお札にかわるようなものをつくって受付で発行したんだそうです。例えば人気のあるものに関しては先着順というわけではないですけれども、このタコ券1枚で一つ買えるというか、取りかえられますよだとかということをやっておられたようで、ほとんどのものに関しましては無償で提供しておったんですけれども、2回目あたりになりますと、一部は格安で販売したのもあったようですけれども、始まった経緯はそのような形で、最初は無償でやっております、ほとんどのものがそういう形だったようです。その際に有名人とかも来られまして、Tシャツだとか何とかも無償で出したりなどしていたものですから、それに数が限りがあった後には、こんなに人が来るのならばということで、若干格安で2回目あたりには売ったところがあったようでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦委員。

○三浦清人委員 まず、瓦礫の関係ですが、これは課長、やはりだれが見てもこれぐらいならというものはあるわけですよ、客観的に見た場合にね。ただ、ちょっと隣町と比べた場合にあり過ぎるなという感じがするんです、ですから言うんですよ。これはやはり指導する必要があると思います。幾ら町が口出しできないと言っても、町が元を発注しているんですから、その辺のところで。とにかく重機なりトラックなりがどんどん入ってきて1日も早く瓦礫を処理するためには、やはり多くの機械とか、そういったものが入ってこないと進まないんですから、それが単価のためにおくれているなどということになると、これは大変なことでありますので、ひとつその辺の指導をしていただきたいというふうに思います。

それから、一般のプレハブ、個人的につくったものについては応急仮設として認めないというようなお話であります。町長、これは知事の方にお話しして、やはり自分たちでつくったプレハブも応急仮設として認めてほしいという話はしてください。自力で一生懸命買ってそこで住もうとする方々に対して、町として何の手を施すことがないなどということではだめですよ。それは知事に要請してどんどん入るようにしてください。

それから、区長と契约会長の仮設住宅、皆確認とったということですね。すると、私のところに来ている行政区長がわからないとか、名前が載っている以外は全然話を知らなかったということはどうぞだということですね、その辺です。私は今、これから終わったときにその方々に話さなければならないですから、皆さんの話はどうぞですよ、うそだったんですよ。課長は皆さんから了解をもらっているんですよという話をしますよ、いいですか。その場限り何とか取り繕うなどと思ったら大間違いですよ。私はこれから行って話をするんですから。皆さんに言われたことをここで言っているんですからね。私個人的な考えで話をしているのではないですからね。それはうそだったということでもよろしいですね、私が今言ったことは。

それから復興市関係ですが、1回目は無償、2回目からだんだんに有料みたいになってきたと。3回目はどんどん高くなってくのではないかと、そこまではまだいっていないけれどもね。そうしますと、1回目は無償、2回目、3回目は幾らか取ってもいいのであれば、町の何は貸してもいいということになるんですね。そこなんです。そこをはっきりと打ち出しおかないと、皆さんやはり使いたいんですから、土地と場所を、それからこの町の名前、復興というのも使いたい。そして皆さんが1日も早い復興になればいいんです、町民が。その辺のところをお聞きしたいということです。

それから、目的外使用とかというよりも、要は民間の方々が仮設住宅を建設する際に土地を無償提供するわけ。うちは無償提供ですよ、あれ、あそこで建っている仮設、あれは土地代町で払っているんだってよと、こうなると不公平が出るということを行っているの、不公平が。その辺をどのように私たちは説明して納得させるのかということを知っているんです。これはもともと町が借り上げていた場所だからいいんだということで、果たして無償で提供している方が納得するでしょうか。それを言っているんです。

それから、先ほどちょっと忘れたんですが、きのう、一般質問の瓦礫の質問に対して、廻館地区の瓦礫の処理については町が依頼しているような答弁があったような感じがするんですが、これは有料なのかどうなのか。有料で依頼しているのか、委託しているのか、その辺のところですか。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず私有地でございますけれども、やはりその地区の代表者、行政区長さんが代表で来る場合もございますし、契約会長さん来る場合もございますし、あとはそれに同じような形の人があるような場合もあります。利用者が来るような場合もあります。その時点でそういう行政区長さんと、あるいは来ない人たちに確認をとっていますねということはこちらで聞いてございますので、その上でもって入居名簿というものを私ども受け取ってございますので、それは部落で調整済みだというふうな認識で仮設住宅の建設は進めてございます。

それから、神割の件でございますけれども、既に町で借りている土地に対してスペース的に仮設住宅が建てれるということなので、それについては目的外の使用に当たるかどうかということがあるとは思いますが、公共用地的な仮設住宅の土地利用ということ、緊急時やむを得ないということもありますので、それはもう少し関係課と協議をしてその辺を整理をしたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 課長、今のいわゆる使用料、払うのかどうかという。

○建設課長（西城 彰君） ですから、それについても関係課と協議をして整理をしたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） あと廻館の瓦礫。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 復興市の有償の分でございますが、1回目は、最初申しましたように、人が集まってくれることを期待して、そして全国からいろんなものがきて、その場で使える共通タコ券というのを出したんですが、2回目に関しては同じような趣旨で全国か

らいろんなものを持ってきていただいたんですが、例えばの例ですけれども、通常2本で100円くらいで店頭で売っているだんごがあったとしますと、それは2本で10円くらいという形で、そういうような採算を度外視するような形で、無料ではないです、何ぼか出してくださいというような形で販売したような、そういうような状態だったそうです。今後それがもっと、余り高くなっていくとまた問題になりますけれども、趣旨がこの地域を元気づけようと思っっているところから集まってきていただくものですから、私どもの方では値段をこれにしろとはなかなか言いにくいところがあるんですけれども、その辺のところでは折り合いをつけながらやっていかざるを得ないのかなとは考えております。何せ、実行委員会の方に、我々まるっきり口出ししないというわけではないですけれども、余り強くもいいにくいところがあるものですから、そういう形で今後やっていこうと考えています。

○委員長（西條栄福君） 建設課長、廻館の瓦礫を依頼されているという、あの件はどうなっているんですか。建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 廻館に限らず、各地区に軽作業員という形で地区の人たちを雇用するように業界の方とやってございますので、その地区に何人か雇用されて、どうしても機械で取れないものがございますね、あるいは有価物とか、そういったものは歌津、志津川、戸倉、どこでも作業をさせていただいております。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 課長、今の廻館の地区の瓦礫の処理の関係なんです、ごみ処理、一般質問で話したら、町が委託していると、依頼しているという答弁だったから、直接町の方で地域の方々に日当か何かをお支払いをして頼んでいるのかという質問なんです。そこを聞いているんです。町が依頼していると言ったから、その辺で聞いていたんです。

復興市、課長、大変だと思うんですが、今後そういう形の団体があると思います。そのときはひとつ快く許可していただいて、皆さん平等に取り扱っていただきたいと思いますよ。話しておきますから。

それからもう一度、契約会長さん、区長さん、先ほど言ったように会長もわからないし、区長もわからないと言うんだね。課長はそれと同等の方が来るとか何とかと言うけれども、課長、区長さんとか契約会長さんと同等の方というのはどういう方なのかちょっと聞きたいんですが、まさか議員でないでしょうね。その辺どうなんです。平等に地域で建てる仮設住宅、地域の方々が全員わかって、いや、私は入らないとか、私は別な方に行くというのであって、正式な戸数は18戸ですか、17戸かな、決まったというのであればいいんですが、その

17戸分の名前の方々だけが知っていてあの方々は知らないと言うんですから。町は何をしているんだということを言われているんです。ですから質問しているんですよ。それが建設課、役場の職員も一緒になってやっているんだなど、こういうことなんです。そこを言っているんです。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、瓦礫の処理に関しては町が直接雇用して瓦礫の処理はしておりませんので、先ほどもお話ししましたがけれども、業界の方で軽作業員という形で地区の人を頼んですべてやっておりますので、各地区でそういうふうな作業が行われてございます。

それから、地区の仮設住宅でございますけれども、行政区長さんの代理で来られる方もございますので、その場合に行政区長さんに確認をとっているということを私どもに伝えられれば、すべて部落の総意というふうなことで私の方は受けとめてございますので、これは一回名簿を持ってくるだけではなくて、設計を進めていく段階で何回も名簿の変更調整がございまして、そういう中で今、民有地については仮設住宅を建てておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにありませんか。（「まだうんとあるから」の声あり）

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分とします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 開議

○委員長（西條栄福君） 再開をいたします。

質疑を続行します。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 先ほどの友好町の庄内町の温泉旅行の関係なんですけれども、取りまとめは観光協会でしたんだそうですが、観光協会は観光協会でも庄内町の観光協会の方が直接したのだそうで、そこを訂正させてください。ですから、どなたが申し込みされているのか、私どもの方にはその名簿がございませんでした。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 その観光協会、庄内町の観光協会が取りまとめなそうです。そこへ問い合わせたようなんです、申し込みをしようと思って、6月20日に。そうしたら観光協会の方がもう17日のうちにいっぱいになりましたよということだったと。その方は、私のところに17日に見ていないのに随分早く知った方がいるんだなど。どういった方々がわかって早目に申し込み

なるんだろうということなんだな。だから、同時に町民の方々に配布されて、よーいどんではないけれども、それで先着順であればいいんだけど、要するに早く情報を得た方が有利になるような配布の仕方はまずいのではないかということなのっしや。だから、いつ行政区長さんの方に配布したのかということから質問が始まったわけなのね。それはそうすると、名簿というのは庄内町の観光協会の方において名簿を出してもらうほかにないということですか。町の方からそういう話はしてはだめですね。やれないですよ、せっかくの好意を何か問題になるようことになってしまうとまずいからね。私もそう思ったんです、最初は。でもそれはそれなんです、やはり町の対応の仕方によってはおかしい誤解を招いているということになるんですよ、先着順ですから。この広報はだれが印刷したかわかりませんが、印刷屋さんの印刷なのか、これを印刷する担当が一番わかるんですから、情報というのは。だから、そういった早く情報を得た方々だけが優先されていくのではないかということになるわけだ。だから名簿という話も出てきているんですよ。そういうことです。

それから、「三浦委員、できれば今の担当課長の説明に対する質問で、あとまだ大分おると思いますので」の声あり）だから、引き継いでいいですかということなの。では終わってから、またね。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 6ページ、井戸水の検査状況ですか、ちょこっと書かっていますが、実は、今回と限ったことなんでしょうか、水質検査を実施したということが載っています。先ほどの説明によりますと322件、そのうち適合したのが150、およそ半分ということが報告ありました。それで、こういうふうな震災時に限ったことなんでしょうか。いわゆる東日本大震災に係る対策の中に盛り込まれている事業ということなんでしょうか。それはそれでもいいと思いますが、今後この検査が続行するのか、あるいは個人的な申し込みでやってくれるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、農業振興のところ、真ん中辺のところ、農地の瓦礫撤去を進めてほしいということで要望があると。田尻畑、そのほかにもあると思いますが、それから、このことについてはいわゆる瓦礫撤去で終わるのか、その辺の説明があればと思いますし、あとその下の、福島原発のことで牧草のことが書かっていますが、これは解除になったのではないかなと思います、そういうことでひとつ。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、井戸水の検査の件についてお答えします。

今回、検査をいたしました井戸につきましては過去に県の方の調査がございまして、その際に全戸にアンケートをお配りして、それで実際にお使いになっているという回答を得た井戸の所有者の方、それをうちの方で登録してございまして、その所有者の方々をまず中心にこの検査を実施いたしました。その途中でこの検査を実施しているということをお聞きになって追加で申し込みなされた方々につきましても一緒に検査を行っております。それで、今回この検査を行いましたのは上水道の復旧がおくれているということがございまして、それで緊急的に飲料水にお使いになれる井戸がどれくらいあるか、実際お使いになっているところも安全なのか、そこら辺を確認するために緊急的に実施したということでございますので、今回の震災のためということで、今回限りということでご了解いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、第1点目の瓦礫の撤去に関してのご質問にお答えしたいと思います。

農作物で作付が困難になったものに関しまして共同で行った場合、10アール当たり3万5,000円の補助金のメニューの事業がございまして、それを活用してやっていただければというふうに思っております。

あと放射能の件に関しましては、ここに記載してございましたとおり、6月8日付でもって基準値を2回続けてクリアしておりますので、その段階で登米市と南三陸町のエリアにおきましては自粛解除というふうなことになっております。気仙沼地区で本吉地区のモーランドの分が引き続きまして基準値をオーバーしておりましたけれども、第6回目の検査を行った結果、これも基準値を下回っておりますので、引き続き3回継続して基準値を下回れば、その段階で自粛解除というふうなことの予定になってございます。以上です。

○委員長（西條栄福君） 山内昇一委員。

○山内昇一委員 井戸水の検査については今回限りということでわかりました。ただ、私思うには、やはりいつ来るかわからない震災に対して、常時といいますか、検査が終わっても町の登録の中に残しておいて、そして非常時には町民が使えるような体制も必要ではないかと思えます。そういったことで、今後そういうことをお願いしたいものだと思えますし、それから農業振興のことで瓦礫のことなんですが、今回水産業が壊滅的な被害を受けました。これはわかりますが、残された農業が一部あるわけです。先ほどの補正予算書もいわゆる中山間事業も減額になっています。それはやむを得ないことでしょうけれども、例えば細浦とか戸倉地区ですか、そういったいわゆる集落営農ができない部分は今回やむを得ないと。ただ、こういうふう

に新しく、瓦礫を撤去して、そして農業をまたやりたいというところについては、瓦礫の撤去だけでは作業は終わらないわけですね。それで、いわゆる除塩といますか、減塩のための作業も必要ですし、それから2、3年かかるという、そういう長い期間のうちにやる気をなくすようなこともあるわけです。そういったことで、取り急ぎこういうのも次の作業に向けての指導とか、そういったことも今後必要だと思いますので、その辺についてもうちちょっと。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 除塩等の作業につきましては、今の段階でも田尻畑地区、それから田表地区とか要望が結構来てございますので、その辺、あくまでも共同でというふうなことの実施が事業実施のかなめになってくるかと思っておりますので、個人ではできないというふうなことの中身の中で、後々耕作するというふうなことが大前提になりますから、その辺も確認しながら指導していきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかに。山内昇一委員。

○山内昇一委員 確かに共同でやると。もちろん個人でもなかなか大変でしょうけれども、それは当初は共同でやるのもいいと思います。ただ、当町のブランドとなっていました、例えばキク栽培にしても、そういったことが壊滅的な被害を受けたわけです。そういうこともありまして、やはりこういうやる気のあるところを最初から支援して行って、残された農業振興でも何でもやらせるといったことは今後大切だと思いますので、今後ともご指導の方をお願いしたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 昨日、町長も答弁で申しあげました件にも関連しますけれども、今回、耕作放棄地というふうなことの中で、峰畑と、それから管の浜におきまして桑畑とかなという状況のものに関しまして、抜根して耕作放棄地を活用して新たにサトイモを植えて、その作業賃とか、それは被災を受けた方々にお金をお支払いするというふうなことで、1,000万円ぐらいのメニューで3年間継続で今回計画を立てております。浸水した区域の除塩もなかなか水路を復旧しながら、水を入れかえながら除塩するのも並行してやる必要もございまして、なおかつ、その辺の意欲のある方に関しましてはその辺の耕作放棄地を活用しながら耕作をして人夫賃を払って、なおかつ機械代とか、それから種代とかはこちらの方の補助金をもって補てんをするというふうなことで、収穫したものは販売できませんので、収穫祭で皆さんにお配りするとか、もしくは避難所の皆様に収穫したものを提供するというふうなことでいろいろ復旧を図っていききたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） ほかにありませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1番です。

数字的な面と、あとお願いということでお聞きしたいと思います。

危機管理課の方から死亡不明者の数が出されているわけなんですけど、最初の被災後の特別委員会の中で、被災前の人口と、結局未確認できないということで、私も一般質問の中で2,088人と差し引いた数字を出しているわけなんですけど、執行部の方から出てくる数は不明と死亡者というような形で出てくるんですけども、確認できない人数というのは行政の方で把握しているのでしょうか。その辺の数字がわかればぜひお願いしたいと思います。

あと、被災なさった方のごみとか、そういった面は環境センターの方でとりあえず被災された方のごみは無料でもって焼却の方に回されているような形なんですけれども、被災された事業所の方で新たに再度事業所を興すということに関しての、そういった出たごみもできれば被災ごみというような形の扱いでももらえれば助かると思うんです。意外と持ち込んだごみの量が多いものですから、その焼却のお金ですか、料金、その辺がちょっと高くて、もしかもしれないですけども、その辺の免除的な面ができないか、その辺お伺いします。

あと、何回も聞くようですが、仮設入居に当たって、多くの方がやはりなかなか当たらないというような形、これは皆さんと一緒に執行部の方と議論するわけなんですけど、本当になかなか当たらないということで、きのうなどは5、6人の方から私など言われたものですから、建設課長が言う、1週間で入居しなかった場合に合理的な理由がないときはかぎを取り上げるというような感じの話を幾度もされますが、その辺は現実的に行っていて、その入らなかった仮設に関しては新しい方をどんどん入れているというような感じの認識でよろしいのでしょうか。その辺もう1回確認させてください。

あと水道の関係なんですけど、商工団地関係の水産業の方々が、とにかくいつ水来るんだということを、飲料水としての水ですね、雑用水ではなくて。その辺は何回も聞かれるわけですが、そのときに事業所の所長さんの方からいろいろ話を聞くんですけど、いつまでです、いつまでですとどんどんその日程がずれ込んでいるような気がするんです。それは現状がなかなか大変なのはわかるんですけど、事業所は行政の方から出た日に合わせて水産業の水揚げとか材料を取ったりして結局出荷するというような経緯を踏んでいるわけなので、刻々と変わっていく水道事業所が、飲料水の通水までいくまでが余りにもずれ込んでいるというような感じがします。やはりなかなかその辺の数字が出すのに難しかったらば、ある程度、今回提示された7月の中旬とか初旬とか、そういった確立性の高い時期の報告をできればしてもらいたいと思いま

す。商工団地については12日の雑用水としての通水がありました。それから10日ぐらいで飲料水になるというような回覧が回りましたけれども、結局それも6月末、7月初めというような形で事業所の方もやはり混乱していると思います。その辺の所長の考え、この4点をお聞きします。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 安否不明者の数というふうなことでございますが、うちの方では避難者台帳、それから警察の方の資料、それから住基と、その三つを重ね合わせまして把握をしておりますが、6月17日現在で58名の方がいまだに安否がわからないという方がいらっしゃいます。多いときで500、600名というようなことがあったんですが、それを今のデータを全部重ね合わせましてつぶしていった結果、今のところ58名の方がいまだ安否がわからないというような状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） ごみの使用料の件でございますけれども、5月16日からクリーンセンターの方が持ち込みを開始したということで、原則一般ごみにつきましては有料で今ご協力をいただいております。ただし、震災に伴うごみということで持ち込まれた分につきましては減免の対象といたしまして、減免申請書を出していただいております。一応無料という形で取り扱っております。ですから、個々に判断させていただくようにはなるかと思っておりますけれども、震災に伴って発生したごみであれば減免の対象になるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 実際にかぎを返してもらった方も1名ございますし、それから地域優先で各地区に当選した方で移っていただいた方も相当ございますので、19日の日に全体で246戸の抽選をさせていただきました。それでまた、来月の初めに入谷地区の今抽選の調整をさせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 失礼ですが、雑用水ではなく生活用水という言葉をお使いになっていただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。

それから、先ほど前段にお話しいたしましたが、21日に採水いたしまして今水質検査の方に回しておりますので、東浜地区上の山配水池から配水しています現在は生活用水としての水、結果は途中でございますが塩素イオン濃度は基準値以下でございますので、検査がすべて終わ

るころ、週明けには飲み水としてできると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 安否不明者ということで58人、すべて死亡と不明と合わせて1,244人、これが今回の被災された、亡くなってはいないのでしょうかけれども、58人という数字というのは私が考えるのには、やはり親戚関係とかそういったつながりがなくて、その家庭一世帯がすべてなくなったか、不明になってだれも身元不明者として提出しない人たちがこの58名なのかなと思いました。これが少なかったことは本当に幸運だと思います。もっとたくさんいるのかなという私の認識ではありました。この辺はわかりました。

あとごみの件ですが、事業所の方で新しく事業を始めるに当たって、ある場所に草を刈った場合に、その草を刈ったものをクリーンセンターの方に持っていったら、その辺の料金はかかるかという意味合いなんですけれども、その辺は課長がその持ち込んだ方と話をしてそのゴミの内容を見て、結局それは有料にするか、無料にするか考えるというような考えですかね。はい、わかりました。

あと入居の件なんです、今の課長の話で、はっきりした数字でできれば。例えば志津川小学校、志津川中学校、歌津中学校、あと志津川高校、近隣ではこの辺が市街地に一番近い避難場所と思います。その辺で入居がなくて、かぎを没収されてまた新しく入ったという感じのデータがあればその辺教えてください。

あと水道事業所の生活用水ですか、私も雑用水ばかり頭にあったものですから、その辺ちょっと理解できませんでした。ただ、今も来週明けにはというような話だったんですけれども、その辺間違いないということで判断していいわけですね。私これからまた、地元が今アリーナの商工団地の倉庫で暮らしているものですから、あの近辺の方にまた伝えなければいけないので、来週初めには飲料水としての通水がなるということでいいんですね。その辺、最後に説明またお願いします。

○委員長（西條栄福君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 今申し上げましたように、検査の途中でございますが週明けには全体の結果が出ますので、この団地周辺、商工団地は多分飲料水適となる、多分と、こういうふうな言葉づかいが思うんですが、従事者側としましては……適となりますので、そのときはまた改めてご連絡いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） かぎを返してもらった方は志津川中学校に1人ございます。2人保

留になっていたんですけども、週末に入居が確認されております。あと、そのほかについては入居届けというものを確認させていただいております。今、かぎの引き渡しをさせていただきますので、この辺の入居管理ですね、1週間という基準を設けていますのできちんと管理をしていきたいと思っております。

○委員長（西條栄福君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 ありがとうございます。とにかく入れないという人がたくさんいるわけですから、その辺、厳しいかもしれませんが、なかなか入らない人たちにはこういったあとの人たちがいるということで、利用なき場合にはどんどん没収して私は構わないのではないかなと。ただ、高齢者とか子供たちの関係は十分精査してからその辺の判断をお願いしたいと思います。

今の水道の件なんですけど、やはり所長が言う、結局来週初めになるという、あと検査次第ですというのが、それが中途半端な考えだと思うんですよ。逆にそれを言ったら、最初の7月初めに間違いなく通水になりますというような方法の説明の方が水道利用の方も納得できると思うんですよ。そして、検査して上がってきた数字がまただめだったら、また1週間延びるとかというような話が一番業者にとっては、商品ですね、製品を取り寄せたりとかしているものですから、そういった商品のロスにつながらないように、あと管理のロス、仕入れのロスにならないように、その辺ある程度確実な情報を水道事業所の方で出してほしいと思います。

あと、今伝える手段がないので、この間も直接所長の方に話したんですけども、できれば広報車か何かで、この辺は飲料水としての通水がなったというような報告をしていただければいいかなと思います。ひとつよろしくお願いします。終わります。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子君。

○大瀧りう子委員 まず、2ページの防犯灯設置について伺いたいと思います。いろいろ、志津川地区19基、それから戸倉2基、歌津9基ということなので、もっと広める可能性はあるんでしょうか。この19基というのはどの地区、どういうところになっているのか、その辺を伺いたいと思います。

それから3ページの罹災証明書の関係なんですけど、これを見ますとまだ208世帯、6.2%が現在精査中ということで、まだ罹災証明書の申請がないと、そういう話なので、その辺具体的にどういうことになっているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

それから4ページの災害弔慰金の問題なんですけど、これは亡くなった方266名、行方不明236名、全部で502名ということで、かなりまだまだ申請していないのかなと思うんですけど、これ

はたしか期間が随分長いんですよね。だから急がなくてもいいけれども、その原因というか、なかなか申請していないという人が多いので私ちょっとびっくりしているんですが、その辺の事情を聞かせていただきたいなと思います。

○委員長（西條栄福君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 防犯灯でございますけれども、基本的に国道45号線沿いに点々と灯っております。30基ということでございますけれども、主に志津川地区においては病院の前あたりから、あと新井田にかけて普通の防犯灯と、あとはソーラーの街灯が点灯しております。

今後の予定でございますけれども、この6月の予算補正で、防犯対策費で防犯灯の新設工事として予算的に一応50基点灯させる予定で予算計上いたしておりますので、今後地区の要望等も入っておりますので、適宜対応してまいりたいなというふうに考えています。

○委員長（西條栄福君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 2点目の、まだ罹災証明の未申請者208という部分につきましてですが、昨日現在で142名まで減らしてございます。実態的に調べますと、やはりこの制度そのものを知らない方、それから早々に遠方の方に避難をされている、そういった方、それからあと行方がまだわからないというその50数名の方、そういった方々が要因だと思います。それで、保健福祉課の避難者台帳を、毎日これは変わっておりますので、その台帳を拝見させていただきながら直接電話をかけたり、あとはまとまって、2、3日前ですかね、まだ未申請ですので申請をしてくださいという文書を発送しております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 弔慰金の申し立ての件数につきましては、ご存じのとおり3カ月以降というようなことで、なるべく余り早くやらないようにというようなことを配慮したつもりでこの辺から申し立てを受け付けしているんですが、今のところやはりまだ行方不明者の方につきましてはその辺の気持ちの問題があるのかなど。それから、どうしても死亡の方でもほかに避難されている方が相当数いらっしゃいますので、この辺についてはやむを得ないのかなというふうに思っております。先ほど言いましたように、長期間にわたる受け付けでございますからこれの方はあえて急がないで、その辺は慎重に進めたいと思います。以上です。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 防犯灯なんですが、あとこれから50基ということですか。30基のほかに、全部で50基ということでしょうか。これから50基ですね。45号線を中心という話でありまし

た。実は、今だんだん皆さんお仕事をなさっていて、夜遅く帰ってくる方たちもいて大変危険だと、そういう声が随分聞こえますので、そして瓦礫がありますので道路があるようでないような、そういうところもありますので、もうちょっとやはり工夫しながらぜひ進めてほしいなと、そういうふうに思います。

それから罹災証明書なんですけど、私前回は聞いたんですけど、何だかちょっとまだ進んでいないという気がしてちょっと心配していました。この罹災証明書を出さない限りはいろんな手当とか申請もできないものですから、そういう点でぜひ、先ほど課長はいろいろ工夫してやっている。遠方と、あと知らなかった人がいると、そういうのはちょっと問題だなと思いました。台帳を見ながら電話をかけているということなので、これは今からも努力しながら、ぜひ罹災証明書を1人も残らず出してほしいと、そういうふうに考えております。

それから弔慰金の問題なんですけど、全く家族が亡くなってしまって子供さんがこの町にいないと、そういう方などもありますよね。そういう方に対しても弔慰金が出ると思うんですけども、そういうときは、家族だったとか、子供さん、娘さんとか家族だったという、一緒に暮らしていないんですけども、そういう証明書があればいいですよという話もされたんですけど、その辺はどうでしょうか。その中で、兄弟、姉妹までも拡大するという国の方針で出されているようなんですけど、その辺も周知徹底しているのかなと思いましたので、弔慰金の出し方、申請してどういう方たちが適用になって、どういう方たちがだめなのか、だめなのかという言い方はおかしいけれども、出せないのか、その辺も含めてもうちょっと説明をお願いします。

○委員長（西條栄福君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 未申請者に対する啓発ということでございますが、先ほど申し上げましたように、電話、通知等で今後も継続してやっていきます。それから、4月ごろの臨時会か、あるいは震災の業務報告だったか、ちょっと記憶ないんですけども、いずれはマスコミ等新聞、テレビ、そういったメディアを活用する以外にはやはり行政側が、手がかりとしてはもうないわけですので、視聴率の高いテレビなどを利用して訴えていただくと。これは当町に限ったわけではございませんので、全県的、あるいは東北単位ということで、こういう制度がありますと、まだ未申請の方はお住まいの自治体さんの方にご連絡をと、そういうふうな呼びかけをするしかあとはないのかなというふうに感じております。以上です。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 弔慰金に関しては、今のところご遺族の方にお支払いをすると

というようなことなのですが、今ご指摘のように、例えば兄弟の方は今の法律上は認められておりません。国会の方ではその辺の審議を、今、義援金立法でやるとかというようなことで審議をされているようですが、今のところまだはっきりした結果は出ておりません。あくまで法律に基づいて弔慰金を支給するというようなことをございますので、その辺につきましては、金額も金額なので慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 罹災証明書についてはぜひ努力してください。

それから弔慰金には、先ほど兄弟、そういう話もある自治体では出しているという話もされましたので、国ではまだ決定していないと、今課長の答弁ですけれども、なかなか本当にいろいろ家庭的に事情があってそういう兄弟がずっと生前面倒を見ていたと、そういう方もいるんですね。そういう方たちに弔慰金が出ないのかということは不合理かなと思ったので聞いているんですが、それは国の方針でそういうことがまだできないと、そういうものですか。それから、ここに一緒に住んでいなくても子供さんとか、そういう方たちには大丈夫なんですよ。それは証明するものを出せばいいという、そういうお話でしたがそのとおりでいいんですか。子供さんと……何でしたっけ、随分おりましたよね。ちょっともう一度その辺教えてください。

○委員長（西條栄福君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） ご遺族ということなのですが、厳密には配偶者、子、それから父母、孫、祖父母の順のうち順位が最も高い方というような、今の順位の順番にお支払いをするというようなことになると思われます。遺族となる方が同一世帯以外の方については、遺族であることを証明する書類、戸籍謄本等になるんでしょう、そういったものを添付していただくというようなことになると思われます。個々にその辺複雑な場合もございますので、その辺については個々に対応させていただいて慎重に支給をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 2番です。

簡単に。仮設住宅、2,000からの建設ということで8月上旬の入居を目指して今やっているわけですが、大分建設課長もお疲れのようございます、きのう財産取得で50戸ありましたが、あの分については駐車場なども確保されているようでしたが、これまでの建設、県がやる仮設についての駐車場、これは確保されているのかいないのか。さらに、仮設住宅に

入る方々もだんだんには車も購入するような、そういう状況になるのかなと、そのときに車庫証明等はどのようにするのか、その辺。

それから、建築の安全性の確認というようなことで、多分、これは危険家屋の調査か何かだろうと思うのですが、今、これが進展しているのかしていないのか、工事が、危険家屋解体。

それからいま1点、商工業の方で復興に向けた各種融資や補助事業を実施していると。これは補助事業が先になってくるんだろうと思いますが、補助事業はすべて事業が終了した後に国から下りてくるというような傾向が強いわけでごさいます、この間の事業費が下りてくるまでの運転資金といいますか、こういうことに大分逼迫している方もあろうかと思いますが。この融資を積極的にやるべきではないのかなと。運転資金をまずもって貸しておいて、そして補助が下りてきたらば、あと補助で支払いするというような形でどんどんと町が背中を押していかないと商工業の復興に拍車がかからないのかなと、そのような思いで今申し上げておるわけでごさいますので。再質問しませんので、簡単にお答え願います。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 駐車場の確保でごさいますけれども、これは仮設住宅に1世帯1台は確保してごさいます。ただ、1世帯2台とか、3台お持ちの方がおられますので、それは入居者の中で空いているスペースを調整するように今進めてごさいます。それから車庫証明については、これは出せません。

それから、危険家屋でごさいますけれども、これにつきましては、現在申請が586戸ごさいます。それで、すぐに全部やってやりたいんですが、その地区に重機があるところそのまま今進めてごさいます。新たな地区に重機を持っていくということになると、業界の方も重機輸送とか時間とか、こういう問題でごさいますので、本当に危険なところはすぐ解体しますけれども、今順番を待ってもらっているような状況でごさいます。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 商工業関係の補助事業等に関しましては事業が終わってからかということなんですが、それではなかなか難しかろうと思いますので、特に緊急雇用事業等で運転資金の一部に人件費を使う場合には、今後国とのやり取りで、その辺を終わってからだけではなくて仮払いとかで対応しようと、こう考えております。

それから全体的に、今委員の方がおっしゃいましたように、各種融資のあっせんだとか補助事業を積極的に展開するというのは、これはおっしゃるとおりだと思いますので積極的にやりたいと思います。

○委員長（西條栄福君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 車庫証明の関係だけちょっと補足しておきますけれども、現在、車庫証明は被災前の現住所で南三陸警察署で即日発行をしてございますので、所要の用紙も兼ね備えておりますし、それから被災家庭については罹災証明書を添付すれば発行手数料も無料というような期間でございますので、もしそういう方がいらっしゃいましたら、そこでございます南三陸警察署の方にお出でいただければそういう形で、現住所といたしますか、被災前の住所で車庫証明を今発行しておりますので、そのようにお伝えいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。阿部 建委員。

○阿部 建委員 7ページの建設課の仮設住宅に関連になりますが、今、仮設住宅が順調に建設されているわけですが、少ない行政区に仮設住宅の方が多くなっている地域が出てきているような感があるわけです。そんなときに、行政区のあり方というものをどのように考えているのか。

それから、仮設住宅100戸以内でもいいようなことも聞いているんですけども、この災害救助法によって、仮設住宅に必要な、何て言いますか、コミュニティーの確保と申しますか、集会所、そういうものが必要だろうというふうなことで集会所などの建設も認めているということになっているわけです。それらについて当町としてはどのような考えを持っているのか。そういう対応を考えているのかいないのか、この2点伺いをします。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 行政区の今後のあり方についてでございますけれども、実は28日と29日に戸倉地区、志津川地区、入谷地区、歌津地区4会場で区長さん方にそれぞれお集まりいただいて、どういったこれからの行政区のあり方がよろしいのかということで懇談会を予定してございます。入谷地区についてはほとんど被災を受けていないのでそのままよろしいと思うんですが、戸倉地区、あるいはまた志津川の市街地ですとほとんど行政区がなくなったということで、その際、引き続き区長さんを置くべきなのかどうかどうか、そういったものを含めて現在お願いしている区長さんからご意見をちょうだいしたい。それから戸倉地区、あるいは志津川の前浜地区、被災を受けた方々と、それから被災を受けない方々、割合は違いますが、場合によっては行政区を通して区長さんを置いた方がいいのか、それとも現在のままでいいのか、いろいろパターンがございますので、これらについては先ほど申し上げました28、29日にそれぞれ4会場で区長さん方にお集まりをいただいて、ご意見をいただいて今後の行政区のあり方について検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 集会所、コミュニティー施設でございますけれども、これは原則的に各団地に施設をしていくという考え方でございます。ただ、その部落に集会所があるとか、あるいは学校の施設が使えるところはそれぞれ行政区長さんとか、あるいは学校の先生と相談をしながらその状況によってつくっているところと、そういう他の施設で集会施設をカバーできるものはそのまま使わせていただいているという状況でございます。

○委員長（西條栄福君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 行政区、団地では区長さんと話し合いをするということではありますが、町としての考えを私は聞いているんですけれども。町の行政の進め方としまして、これは重要なことでもあります。あった方がいいのか、なくてもいいのか。これはやはり町の考え方でしょう、私はそういうふうに思いますよ。私は必要だろうと、こういうふうに思うところがあります。

それから、コミュニティー会館、こういうものも前向きに考えているということでしょうが、今現在どこか、仮設住宅に必要だと思われる場所がありますか。あるとすれば伺いをします。

○委員長（西條栄福君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） そういう会議に臨むに当たってはある程度の考え方は示したいと思いますが、先ほど言いましたように、歌津の高区とか、あるいは入谷地区はそのとおり被災を受けていませんので、これまでどおりの行政区で維持している。ただ、浜地区についてはほぼ壊滅的なところもございまして、あるいは半分被害のところもございまして。そういったところについては、できれば隣行政区と統合していただきながら集約化を図りたいというふうな案は一つ示させていただきたい。それから町地区についてはすべて行政区がないというところもございまして、それらについては即区長さんを廃止するのか、あるいはまた別な名称で引き続き代表みたいな方々を置くのかについてはまだ結論は出ていませんけれども、全くうちがないというところについては一たん行政区を休止させていただきたいというふうな考えで、そういったことでとりあえず提示をさせていただきたいというふうに思っています。

○委員長（西條栄福君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、葦の浜、あるいは寄木、館浜、ここは集会所が、特に葦の浜と寄木については流されておりますので、葦の浜は既に集会所をつくっております。それから寄木につきましても、今設計していますけれども、集会所を設計に入れております。それから、昨日議決をいただきました館浜につきましても図面の配置図の方に集会施設というふうな

ことを入れてございますので、これも建設を進めていくような形になります。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 水道の検査なんですけど、結果ですけれども、どういうふうにお知らせしていたんでしょうか、水道の検査の結果。と言いますのは、私の近くの井戸で検査するからと持っていったというんですね、4月前、3月だと思った。いまだに結果が来ないんですけどもということなんでしょうけども、飲んでいいのか悪いのか。名前と住所を書いてやったというわけさ。結果が来ないからということをおっしゃいました。それが一つです。

それから瓦礫の農地の撤去の関係ですけれども、何か共同による作業によって片づけた場合には3万6,000円だというようなお話ですが、それだと手続関係はどういうふうなやり方をするのか。町が窓口なのか、あるいは農協さんなのか、その辺どうなっているのか。それを地域の方々というか、農家の方々にどういうふうなお知らせをしているのかですね。広報か何かで出しているのかどうか、その辺。

それから、今回の被災された世帯が3,314戸ということですが、残された戸数、被害に遭わなくて地域でお住まいができるというような残された世帯数というのが地区別にわかりませんか。例えば戸倉地区、歌津地区、入谷地区、志津川地区と四つに分けて地区別にわかればお知らせをいただきたいと思います。

前の特別委員会で、あしたの予算でも言おうかと思ったんですけども特別委員会ですので、町長に対しまして、亡くなられた職員の方に行って線香をあげた方がいいのではないという話をしておきました。委員長の方から行ったか行かないかという話はお聞きになっていますかね、町長からは。聞いていないんですか。（「確認はしておりません」の声あり）していないんですね。できれば、委員会での話の内容を確認はやはりしておくべきではないかなというふうに思いますが。まだ行っていないのかなという感じもするんですが、その辺いかがですか。

○委員長（西條栄福君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 井戸水の水質検査の結果でございますけれども、きょうお手元の資料でございます5月24日現在の205件、この検査結果まではもう既に、原則郵送でそれぞれ所有者の方に業者からの結果通知書に、それから町からの通知を合わせまして、飲料水として適していますので安心してお飲みくださいと、あるいは飲料水としては適さないので生活用水等にお使いくださいと、そういった形の文書を添えまして、原則郵送、一部は前には避難所等に直接お持ちしたケースもございます。ですので、きょう6月7日現在でお示しした322

件、その追加分につきましてはまだ郵送されていない部分もございますけれども、もし大分前に検査されて届いていないというケースがございましたら、差しつかえなければ住所とお名前の方を教えていただければ調査をして、もし届いていなければもう一度お知らせしたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、瓦礫の撤去関係のご質問でございますのでお答え申し上げたいと思います。

5月13日に町の方で水稻等の作付等に係るアンケート調査を実施してございます。その中で耕作する、しない、そういったことの各筆ごとのアンケートをとっておりますので、個別で耕作する方というのは把握はできるような状況になってございます。その辺で具体的に個々に指導していきたいというふうに考えております。

○委員長（西條栄福君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 全く被災をしていない件数が何件あるのか。それから、地区ごとにその数字を拾っているのかというふうなお話でございますが、3ページの②番で被災した世帯が3,314、③番で半壊に至らない数が2,107ということで、この2,107世帯のうち一部損壊に該当すると思われるものが、第1次調査の段階で1,182数えてございます。ただ、これは余震等が続いておりまして日々変動しているということをご認識いただきたいと思います。そうしますと、残りの925世帯ぐらいが全く影響がなかったというふうに数字としてはとらえてございます。地区別ということでございますが、事務所に行けば調べられますが、今現在では手持ちでございませぬ。よろしく願いいたします。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 要するに、半壊に至らないということは一部損傷があっても生活には支障はないという判断でよろしいかと思うんですね、この数が。すると、後で地区別のものはいただきたいというふうに思います。

それから農地の関係につきましては、これはアンケート調査をされましたね、5月13日に。それを調べた上で毎戸、戸数に指導していくということですか。そうするといいんですね、待っていて、こういうことがあるからと。問題は、いちいちというか、瓦礫があるかとか、要するにあの調査は塩害によって作付ができないんだというものの調査なんですよ。瓦礫があるかないかという調査ではないんです。その瓦礫を撤去する際の補助金が3万5,000円だということで、それは、瓦礫撤去を町が委託している業者さんが撤去した場合には問題ないんです

が、歌津の場合はいりこすまこというか、なかなかここにも田んぼがあるんだべかというところに田んぼをやっているわけですよ。それは普段目につかない場所で、ここに瓦礫がありますよという改めて申請をしないと撤去できないのではないかとということもあるわけですよ。その辺は町としてどういうふうな対策をするのか。全部調査はしたのかどうか、畑とか田んぼの瓦礫の状況を。その辺どうなっていますか。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 基本的には鉄とか瓦礫とかを撤去した後に残ります泥でありますとかガラスとか鉄くずとか、そういったものを耕作する方々が共同で行う場合にこれは対象になりますので、作付の関係の調査、これは浸水区域を対象にしてやってもおりますけれども、その中で浸水した地域の方々のアンケートを総じて見ますと耕作しないという方が非常に多かったわけなんです。ですから、その辺の耕作をするというふうな方でも塩害に関しては3年ぐらいでなかなか除塩できないので、その共同の補助事業を使いながら水路を整備して水を導入して、降雨によって除塩する、攪拌する、それからもろもろ希釈するとか、いろいろそういう方策を行っていきたいと思いますので、アンケートの結果によりまして対応していきたいというふうなことで担当と打ち合わせをしておるところでございます。

○委員長（西條栄福君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 農地、特に田んぼなんです、瓦礫の撤去ということで、ご存じのように田んぼはくろがありますね。大きな瓦礫は重機が入らないと撤去できない。重機が入るとくろも何ももうなくなってしまう。海水だけであればまあまあ、2年か3年真水でかきまぜれば使えるんですが、要は、瓦礫を撤去する際に業者の方が大きな重機を入れるんだと。所有者の方に入ってくるがつぶれるよと、それでもいいかということを知り済みでやるわけですよ。撤去してほしいからいいですよとしかないわけですよ。その辺、今度は農地としてつukれないんですよ。何せくろがめちゃくちゃになって、3枚あった田んぼがもう1枚になってしまつてとか、そういう状況になるので、そういう瓦礫撤去のために、損傷という言葉は当てはまるかわかりませんが、重機によって田んぼとしての活用ができなくなった場合の、そういったことの今後のやり方というか、これは国がどうするのかにもかかわってくるんでしょうけれども、町としての考え方というのはどうなりますか。その辺のところ。

○委員長（西條栄福君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） いろいろ今回遺体の捜索とか、そういったものも含めまして警察とか自衛隊とかが強制的に重機を入れて、事前に田んぼとかに入って攪拌とかしたケー

スもございますから、実態とすればほとんどなかなか困難な形もありますので、今回震災を受けた付近の田表でありますとか、葦の浜、それから平磯、3地区に関して耕作可能だというふうなことで皆さんの意向の確認をしながら、23年度に計画をしておるところでございます。ですから、現状的にできないところもございますけれども、できるようなところから行っていくというふうなことでいろいろ考えておるところでございます。

○委員長（西條栄福君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それではないようでありますので、被害状況及復旧状況についてを終わらせていただきます。

次に、南三陸町震災復興基本方針（素案）について、担当課長による説明をお願いいたします。震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） それでは、南三陸町震災復興基本方針（素案）についてご説明をさせていただきます。

既に基本方針の骨子といたしまして、総合計画の目指すまちづくりの基本理念、将来像を踏まえまして創造的復興を目指すといったことで4月28日の全員協議会でこれまでお示した経緯がございます。

本日お示しいたします基本方針につきましては、これまでの骨子に加えまして三つの目標、二つの方策による復興の基本的な考え方や具体策などについて示すものでございます。

まず、1ページ、2ページをごらんください。

まず、1ページの2の復興の基本理念でございますが、これを「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのある町へ」の創造的復興と定めております。この文言につきましては、震災以前に定めました本町の総合計画の将来像であり、震災で甚大な被害を受けた本町ではございますが、これを乗り越え、以前から目指していた町に短期間でかつ創造的に復興したいという意図をあらわしたものでございます。

次に2ページ目の、創造的復興の計画期間についてでございます。全体の計画期間を10年と定めまして、最初の3年間につきましては復旧期、震災発生後の1年後、来年度からですが、から6年間を復興期、さらに震災発生後の3年後からの7年間を発展期として復興に当たってまいりますという考え方でございます。言いかえますと、復旧しながら復興し、復興しながら常に発展を目指していくといったイメージでございます。

次に、3ページ及び4ページをお開きください。

ここに記載しておりますのは、復旧期におきまして緊急的に取り組む事項というものでござ

いまして、被災者の生活支援と自立生活への誘導など八つの項目について掲げております。いずれの項目につきましても現在直面する課題への対応ということでございまして、町民生活を支えるための仮復旧あるいは応急的対応が主な内容となっております。

次に、5ページ目をお開き願いたいと思います。

ここでは、復興にかかわる基本的な考え方を示しております。いわば、本町復興計画のコンセプトとなるものでございます。

まず、目標1といたしまして、「安心して暮らし続けられるまちづくり」であり、どのような災害に遭遇しても命が守られ安全で安心して暮らし続けることができる町、集落及び地域社会をつくるというものでございます。なお、各目標ともその具体部分につきましては後ほどご説明いたします。

二つ目といたしまして、「自然と共生するまちづくり」でございます。ときに猛威を振るう自然に対し、正しく恐れ、正しく敬いつつ豊穡の海からの恵みを受けてともに生きていく町であるというものでございます。

三つ目は、「なりわいと賑わいのまちづくり」でございます。基幹産業であります漁業及び水産関連産業をいち早く再生し、すそ野の広い観光産業によって町の再興を図っていくというものでございます。

続きまして、7ページをお開き願いたいというふうに思います。

ここからは先ほど申し上げました三つの目標を実現するための具体策についてお示しをしております。それぞれが具体策ということもございますので概括してご説明をさせていただきます。

最初に目標1に関してでございます。

なりわいの場所はさまざまでも住まいは高台にという、いわゆる職住分離及び住まいの高所移転、そしてさまざまな施策の組み合わせによる防災、減災を図りながら目標を達成しようとするものでございます。このイメージといたしましては、後段の方になりますが、15ページと16ページに市街地の断面のイメージ、そして漁村の断面イメージをお示ししておりますので参考までにごらんください。

次に、10ページをご確認願います。

ここでは、自然とともに生きるに当たっての基本となる生活姿勢でございます循環型社会の構築や環境を意識した生活を取り入れること、そして私たちがこれから後世にこの町の伝統文化や災害の記録を伝えることにより目標を達成しようとするものでございます。

次に、三つ目の目標となります12ページをお開き願います。

ここでは、なりわいと賑わいのまちづくりといたしまして、水産業、水産加工業、農業、さらには商業や観光業の再興に向けた取り組みの具体的方向を掲げてございます。町の振興と安定した雇用の創出を図ることにより目標を達成しようとするものでございます。

以上が、素案についての概要でございます。これら素案の考え方に基つきまして、別添になっておりますカラーの図面をご確認ください。これにつきましては、土地利用計画のイメージ図でございます。

これまで県のたたき台といたしまして、それぞれ志津川地区の市街地、歌津の伊里前地区について三つの案をお示しした経緯がございます。命を守る土地利用への転換という考えのもとに、町として今後の検討のたたき台として、本日お示しするものでございます。

なお、この図面につきましては土地利用のイメージということもございまして、具体的な配置などにつきましては今後議会の意見や町民の意見、それと有識者から成ります策定会議の意見をいただきながら、最終的に土地利用計画というものをまとめていきたいというふうに考えております。

それぞれの地域につきまして簡単にご説明いたしますと、まず志津川地区でございます。居住地についてございますが、右側に凡例が載っております。黄色で着色して囲まれた部分が居住地ということになります。居住地につきましては今回の津波被害を踏まえ、丘陵地の宅地造成により安全な高台に配置しております。役場、病院など町の中心的施設につきましては今後検討を踏まえながら、この高台の一部に可能な限り集約しながら移転をしたいというふうに考えております。

次に、ブルーの着色は産業観光エリアでございます。この部分につきましては下に断面イメージ図がございますが、海に近いところから市場、加工場、そして観光物産施設の用地を配置をしております。漁港水産資源を活用した観光交流空間を形成したいという案でございます。農地につきましては緑で表現をしております。なお、JRより海側の八幡川沿いにつきましては、復興の象徴となります緑地として整備し、命を守る安全な市街地形成のための緩衝帯として案として考えてございます。また、安全な道路交通網を構築するというところでございますので、国道45号、JRにつきましては丘陵地側にルートを変えたらどうかという案のもと、産業観光エリアと新しい駅を丘陵地に設けて、ゆとりある幅でもっての復興道路を海から通すといったような案を今回提示をさせていただいております。

次に、2枚目の歌津地区の伊里前地区についてでございます。

着色の考え方につきましては、先ほど志津川地区と同様の考えでございます。黄色のエリアが居住地域として案としてお示しをしているものでございます。

次に、ブルーのエリアにつきましては産業観光エリアとして基幹産業であります水産業を再生するために減災対策を図りながら伊里前漁港を再生したいというふうに考えております。伊里前川周辺につきましては農地の利用としての位置づけで考えてございます。JR歌津駅より海側につきましては、国道45号線を盛土構造として配置をし、緑地を設けながら緩衝帯としての役割も担わせるという案でございます。

なお、伊里前地区は委員ご承知のとおり、地域からの用地の情報提供などありがたいご提案もされておまして、一部はその土地なども活用した土地利用計画となっております。

以上で説明は終わらせていただきますが、これらのイメージ図につきましては国道の線形、構造、あるいはJRの新しい駅や線形、そういったものにつきまして国土交通省、JRに情報提供としてはしておりますが、正式な協議を受けているものではございませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西條栄福君） 担当課長によります説明が終了いたしましたので、これから質疑に入ります。伺いたいことがあれば伺ってください。及川 均委員。

○及川 均委員 11番です。

土地利用計画イメージ図であります。私、歌津地区出身なものですから歌津地区の図面でお聞きをするわけでありますが、図の内容は多分志津川も同じであろうなということを思ってお聞きをするわけでありますが、歌津地区を例にとってお伺いするわけですが、このイメージ図はたたき台以前のたたかれ台だというような、私から申せば何の裏付けもない図面だということなんですが、それとてすべて国の復興財源の税額負担があればの話であって、それがまずもっての前提であるわけですね。しかしながら、そうばかりも言っていられないと、こう思うんですね。私、歌津地区を例にとって申し上げますが、現在、歌津地区の国道の撤去の工事が進んでおりますね。そしてその橋げたを再び架けて復旧するののかという質問に対して国交省さんの方は復旧復元しますと、こういうことなんです。しかしながら、一方こういうふうな図面が出てまいりまして、現在の国道は全く外で、それ以外のところに新たな国道をつくるという構想なわけでありまして、この新たな国道をつくと、その思惑には、確かに市街地の真ん中を通してすべての市街地を買い上げさせたいという思惑もあるんだろうなことは私も理解できるんですが、果たして国交省のその計画と、何の相談もしないで橋げたは架けて現国道は復旧してください、さらに新たな道路もその脇につくってくださいと、そういうことは可能なのか

どうかということですね。町長は現時点においてこの45号線の復旧ということについて、これは志津川地区も同じだと思うんですが、現状の復旧ということについてどのような要請をされておるのか伺います。

○委員長（西條栄福君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 被災した国道、これは回避をせざるを得ないというふうな考えでございますが、ただ、ご案内のとおり、復興計画の策定会議の委員の中に国土交通省が入っておりますので、その辺これから、先ほど及川委員が言いましたようにたたき台ということでございますので、その辺を国交省含めて線形のあり方ということについて、これからいろいろご議論いただけるものというふうに思います。ただ、基本的には、私何回も申しますように、町内の方、あるいは町外から来た方も国道を走っている際に被害に遭わないような、災害に遭わないような、そういう形が望ましいということは私は以前から申し上げてございます。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 この国道というのは、まちづくりにおいて一番の骨格、基本になるものだと思うんですね。伊里前地区において、国道がどっちを通るのかということによって市街地の復旧にいま一步踏み出せないでいるというのが現実なんです。各商店の皆さんはまた元に帰って復旧して商売をやりたい、しかし果たしてここを国道が通るのかどうかということがまずもっての第一歩を踏み出せない障害になっておるわけです。図面を提示されて、やはりある方は国道2本も通るのすかというような、こういう話の見方、どっちが本当なのさという人もあれば、あと山の方を通るなんていうことはないんだべねというような、そういう質問あるわけですよ。現状、小泉の大橋は明日にも開通になるそうですね、架けかえが終わったと。歌津大橋と、それから水尻橋ですね、南三陸町の橋だけが国道45号線、なかなか復旧していないわけです。二十一浜も臨時橋にはなっていますけれども、それなりに支障なく通行になっておるといいう状況の中で、歌津大橋は全く通れない。それゆえに市街地を通っているということなんですが、それらを、どっちが本当なんですかと私も言われるのに、私もわかりませんと答えるしかないんですね。それゆえに、一步を踏み出せないでいる商工業の皆さんが旧店舗にまた店をやってもいいんですか、またここ国道は通るんですかという疑心暗鬼でもって一向に事態は前へ進まないというのが現状のようであります。その答えが全く出ていないということなんですが、それとて、先日見れば、9月の補正、あるいは国の復興計画等が定まるまでは財源の当てもないということになりますと、このままずるずる秋口まで先送りになっていくのでは、瓦礫とともに復興は一向に足踏みをして進まないのではないかなと、そういう懸念も持つわけです。

よね。走り出しながらやろうと、考えるのは後にして、まずもって店舗でも何でも復旧してこのまま走り出してとにかくやることだという、その意気込みが出てこないというところはこういうところに私はあると思うんですね。これでいいのかということです。現状のままで、これから2カ月も3カ月も様子見のまま事態は一向に進まずいくのではないかなというような、瓦礫は片づかず、そういう懸念をするわけであります。ここらを、歌津地区に限らず志津川であってもそうですが、早期に国交省さんと国道、鉄道は後にしても国道だけでもせんじ詰めるといような方向の交渉といたしますか、そういったものはできないものなのか。南三陸町独自の、国交省さんも委員にはまっていますから、そこらの結論を急いで出すような、そういった話し合いというものはできないものなのかなという2点お伺いします。

○委員長（西條栄福君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 確かに国道45号線、一般的に災害復旧の原則は現道を復旧させるというのが基本だと思っております。国交省においてもそういった意味合いから現道復旧という形の中で進まれているのかなというふうに思われます。ただ、この歌津大橋が復旧したといたしましても、いずれこのような災害で被害を受けている橋でございます。安心安全という面からこういう道路をどうすべきだという提案の意味も含まれてございます。これから国交省と早く詰めるべきだというのは委員のおっしゃるとおりだと思います。核となる交通機関が決まりませんと、それに付随します県道、それから町道、そういったものにも影響してくると思いますので、早い段階で方向性が出せるようになるかどうかは別として、国交省とは今も詰めておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（西條栄福君） 及川 均委員。

○及川 均委員 この路線がどこを通るかということによって、この図面のまちづくりというものは大きく変わると私は思います。これはたたき台、たたかれ台ですから、それはそれとして何の何もないわけですからいたし方ないことだと思うんですが、すべて基本になるものはやはり国道であろうと。国道をどこを通すかということによって、そこからまちづくりがすべて始まるというように私は解釈をします。住宅地をどこに求めるも、どこをどうするも、すべては国道がどこを通るかということが早く定まらないと、すべての工事は進まない、こう思いますが、その辺の促進は特に意を用いてやるべきだと、促進に全力を挙げるべきだというふうに思います。終わります。

○委員長（西條栄福君） ここで暫時休憩をいたします。再開は4時15分といたします。

午後3時59分 休憩

午後4時12分 開議

○委員長（西條栄福君） 再開をいたします。

ここで、委員長より一言おわびを申し上げます。

皆様方にお諮りもせず、4時15分、4時過ぎの委員会続行をしようとしたところ、委員に諮らなかつたのではないかという意見がございまして、もっともそのとおりだと思ひまして、副委員長と相談いたしました結果であります。この委員会を本会議終了後に引き続き行いたいということございまして、きょうは延会としたいと思います。

ただいま申し上げましたように、この後の委員会につきましては、正副委員長、議長に一任をいただきたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西條栄福君） はい、それでは、本日はこれで閉めたいと思ひます。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時12分 閉会